



# 埼玉県報

第 3010 号  
平成 30 年(2018 年)  
6 月 12 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 埼玉県多子世帯応援クーポン事業委託業務に関する契約の相手方等の公示（少子政策課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 株木用水土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 県道上尾久喜線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十六号

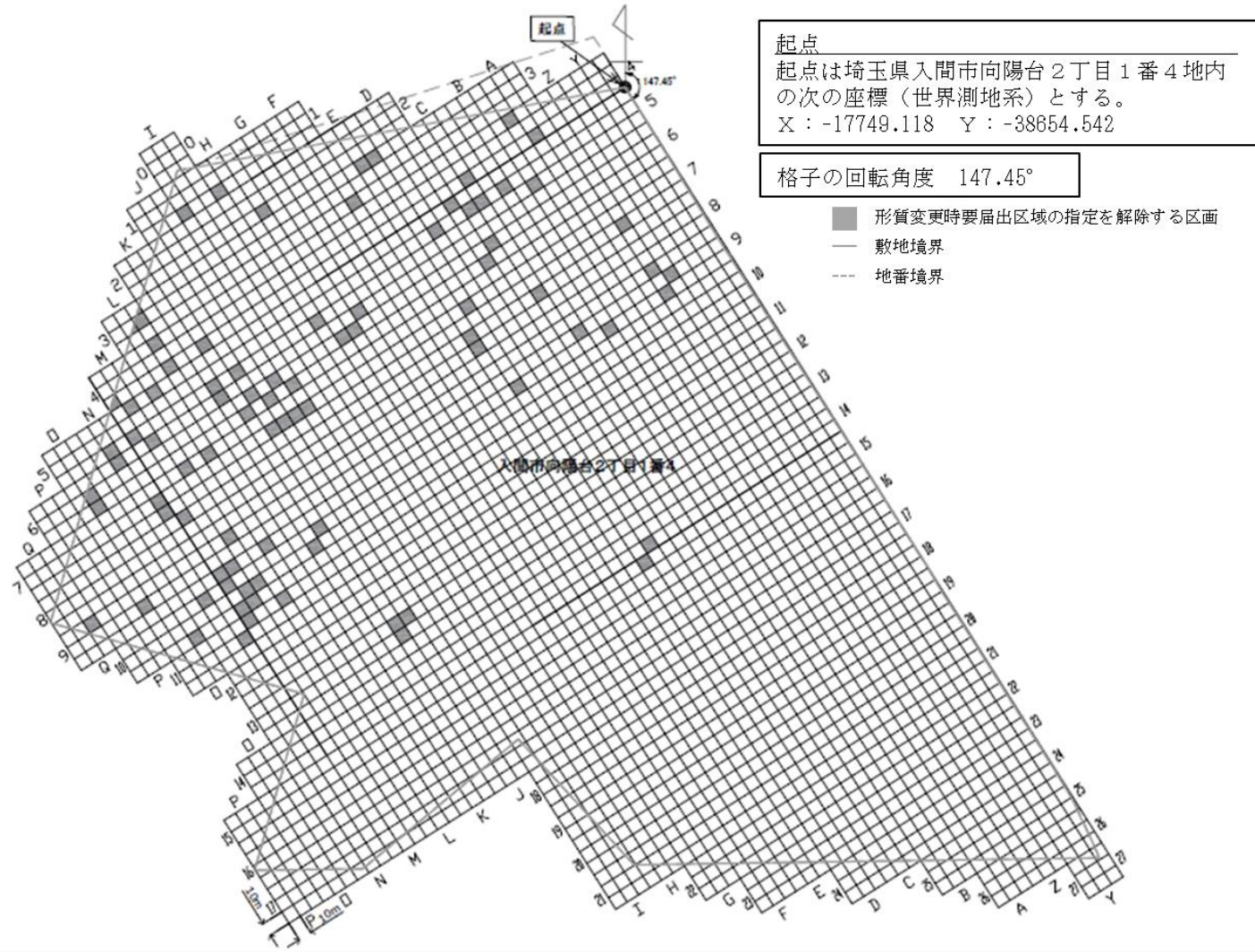
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第六百八十号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県入間市向陽台二丁目一番四の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

# 別図



# 告 示

## 埼玉県告示第六百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県多子世帯応援クーポン事業委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県福祉部少子政策課企画・子育てムーブメント担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日本アイデックス 東京都豊島区池袋2丁目65番18号
- 5 契約金額  
409,529,244円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）川越新富町一丁目計画

埼玉県川越市新富町一丁目二十番一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 市道千三百四十六号線は歩行者・自転車の交通量が多いため、現状では隣接店舗で見通しが悪い店舗南東の住宅駐輪場出入口には、出庫灯設置等の安全対策をご検討下さい。

(2) 騒音苦情が発生しないように近隣住民へ配慮した運営を行って下さい。また、苦情が発生した場合には適切に対応して下さい。

(3) 児童・生徒の安全面につきまして、十分ご配慮いただきますよう、お願いいたします。

#### 二 縦覧期間

平成三十年六月十二日から平成三十年七月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越モディ

埼玉県川越市脇田町四番二号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

児童・生徒の安全面につきまして、十分ご配慮いただきますよう、お願いいたします。

#### 二 縦覧期間

平成三十年六月十二日から平成三十年七月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第六百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越いせはらショッピングプラザ

埼玉県川越市伊勢原町三丁目二番地

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

児童・生徒の安全面につきまして、十分ご配慮いただきますよう、お願いいたします。

#### 二 縦覧期間

平成三十年六月十二日から平成三十年七月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター



# 告示

## 埼玉県告示第六百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
株木用土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及  
び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住 所
理事	池田 薫	埼玉県坂戸市大字赤尾千三百五十二番地の一
同	岡安 英男	同 島田百九十三番地
同	山崎 利博	同 赤尾千八百二十四番地六
同	中島 啓善	同 島田二百五十番地の一
同	宇津木 一雄	川越市東田町二十四番地二十三
同	林 成一	坂戸市大字赤尾千九百四十七番地の一
同	中島 勝臣	同 島田三百九十五番地一
同	鷲谷 喜司	同 島田六百四十三番地
同	安田 睦	同 赤尾千五百七十二番地
同	井口 正喜	同 島田五番地
同	市川 宏義	同 島田二百六十六番地
同	市川 幸太郎	同 島田五百三十一番地
同	近藤 勇	同 赤尾二千十四番地
同	井上 利一	同 石井三百二十八番地
同	吉川 英治	同 石井二千三百八十二番地の一
同	栗原 一雄	同 青木八百七番地の二
監事	山崎 克己	同 赤尾千八百五十四番地
同	長島 実	同 片柳百六十八番地一
同	小島 正雄	同 塚越三百三十九番地

### 二 退任

職名	氏名	住 所
理事	林 眞郎	埼玉県坂戸市大字島田七百十二番地一
同	石川 晃	同 島田五百五十四番地
同	新井 照雄	同 赤尾千六百二十八番地
同	林 寛同	同 赤尾千七百三十五番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山崎良男	井上喜久雄	根本邦雄	岡野勉	吉川英治	高達紘一	吉山光一	鷺谷英雄	岡安一之	市川哲夫	安野隆夫	両角和男	浅海武夫	浅海隆雄	山崎茂己
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
赤尾千八百八十九番地	青木六百八十三番地	島田三十九番地	石井二百九番地	石井二千三百八十二番地一	塚越二百一番地二	赤尾千九百二十三番地	島田五百九十六番地	島田四十一番地	島田百四十五番地一	赤尾千三百四十四番地	島田六百十四番地	島田三百九十八番地一	島田二百九十六番地	赤尾二千三十七番地

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
蓮田市大字根金字橋戸三五〇番四地 先から同市大字根金字橋戸三四五番 三地先まで		区 間
七・二〇 一〇・四〇	七・二〇 一四・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二三・五〇		延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県教委告示第二十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年六月十二日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

#### 一 日時

平成三十年六月十九日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

- イ 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について
- ロ 埼玉県立図書館協議会委員の任免について
- ハ 埼玉県立近代美術館協議会委員の任免について
- ニ その他